

第4条（対価の返還）

1. 本雇用契約が締結後以下に記す期間内に終了した場合、受託者は、委託者に対し、委託者より受領した本対価のうち以下の定めに従って算出した金額を、次項の定めに従って支払うことにより返還するものとする。但し、本雇用契約終了の事由が、専ら委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(1)初出勤日から3日以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の100%に相当する金額

(2)初出勤日から4日以上14日以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の80%に相当する金額

(3)初出勤日から15日以上30日以内に本雇用契約が終了した場合：本対価の60%に相当する金額